

令和4年度 試験案内

亘理町職員採用試験

[初級行政・初級行政(障がい者)・初級土木・初級建築]

令和4年7月1日
亘理町総務課・総務班

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職種	採用予定人員	職務内容
初級 (高等学校卒業程度)	行政	若干名	行政事務全般に従事します。
	行政 (障がい者)	若干名	
	土木	若干名	技術的、専門的業務に従事します。
	建築	若干名	

(注)採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

下記の(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 受験資格

試験区分	職種	受験資格
初級 (高等学校卒業程度)	行政	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業程度の能力を有すると認められる者
	行政 (障がい者)	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、常用の活字印刷文による出題及び口頭による個別面接に対応できる者で、次に掲げる項目のいずれかに該当する者 1 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳(手帳を交付する自治体によっては、別の名称を用いる場合があります。)の交付を受けている者 3 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障害者であると判定されている者 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ※応募時点で、有効期限が切れているものは除きます。
	土木	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、土木系学科を卒業した者、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者並びに高等学校卒業程度の能力を有すると認められる者

	建 築	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、建築系学科を卒業した者、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者並びに高等学校卒業程度の能力を有すると認められる者
--	-----	--

(2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 亙理町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試 験	方 法
教養試験 (2時間)	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について5肢択一式による筆記試験を行います。
性格特性検査 (20分)	職務遂行に必要な適性について検査します。

(2) 第2次試験

試 験	方 法
論(作)文試験 (1時間)	文章による表現力、内容構成等の能力について論(作)文による筆記試験を行います。
人 物 試 験	個別面接により主として人物について試験を行います。
資 格 調 査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

4 試験日及び場所

区 分	第1次試験	第2次試験
期 日	令和4年9月18日(日)	令和4年11月上旬から中旬頃
受付時間	午前9時～午前9時40分	
試験開始	午前10時	
場 所	TKPガーデンシティ仙台	亙理町役場会議室

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和4年10月21日(金)頃に役場、各地区交流センター(旧支所)掲示場及びホームページに受験番号を掲示するほか、受験者全員に対し書面にて結果を通知します。
- (2) 最終合格者の発表は、令和4年11月18日(金)頃に役場、各地区交流センター(旧支所)掲示場及びホームページに受験番号を掲示するほか、受験者全員に対し書面にて結果を通知します。

なお、最終合格者から採用辞退者が出た場合などには、追加合格者を決定することがあります。追加合格者を決定する場合は、令和4年12月16日(金)頃までに発表を行います。

6 合格から採用まで

最終合格者は、任用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。
採用は「令和5年4月1日」の予定です。

7 給 与

初任給は、新卒者で原則として現行150,600円です。このほか給与条例の規定に従い、扶養手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、互理町役場総務課に請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験初級(行政、行政障がい者、土木又は建築)申込用紙請求」と朱書し、あて先を明記して、120円切手を貼った返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)を必ず同封のうえ、次の受験申込先まで郵送してください。

(2) 受験申込先

〒989-2393 互理町字悠里1番地 互理町役場 総務課総務班 あて

(3) 受付期間

令和4年7月1日(金)から令和4年8月4日(木)まで

申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

郵便の場合は、令和4年8月4日(木)までに上記の受験申込先に届いたものに限り受け付けますので、「書留郵便」等の確実な方法によってください。

(4) 提出書類等

所定の申込書に自筆で必要事項を漏れなく記載のうえ、署名し申込前3か月以内に撮影した、上半身、脱帽、正面向(縦4.5cm、横3.5cm)の写真2枚を指定の箇所に貼付してください。(写真のない場合は受け付けできません。)

ア 申込書 1部(所定の申込用紙を使用すること。)

イ 行政(障がい者)を受験申込みする場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者であると判定されたことが分かる証明書の写し 1部(氏名、等級、障害名等が分かる部分の写し)

ウ 受験料 不要

9 その他

- (1) 申込を受理された受験申込者には、後日郵送にて受験票を交付します。8月26日(金)までに届かない場合は、問い合わせください。
- (2) この試験についての問い合わせは、亘理町役場 総務課 総務班(電話34-1111 内線292)でお答えします。
- (3) 災害等により、試験開始時刻を変更する場合又は中止する場合には、町公式ホームページによりお知らせします。